

社会福祉法人三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション運営規程

(障害者総合支援法 居宅介護、行動援護、同行援護、移動支援)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設する指定障害福祉サービス事業所三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護、行動援護、同行援護、移動支援（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者又はサービス提供職員等の従事者（以下「従事者」という。）が、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、在宅福祉サービスの提供を通じて住民の福祉の向上に寄与するという社協の公共的団体としての役割を自覚し介護サービスを行う。

- 2 事業所の従事者は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事、外出、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 従業者は、利用者等の意志及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供を行う。
- 4 介護サービスの実施に当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者、関係市町村、その他地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。
- 5 事業所は上記の外、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）」に定める内容を遵守し、障害福祉サービスを提供するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション
- (2) 所在地 兵庫県三木市大塚1丁目6番40号（三木市総合保健福祉センター2階）

(訪問介護員等の職種等)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者（利用者が50人または、その端数を増す毎に1名以上）
サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、サービス提供職員に対する技術指導、障害福祉サービス計画の作成等を行う。
- (3) サービス提供職員（安定したサービス提供ができる数）
サービス提供職員は、障害福祉サービス計画に基づき介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日及び営業時間
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- (2) サービス提供時間
天災その他やむを得ない事由により業務が遂行できない日を除き毎日とし、午前7時から午後10時までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスを提供する主たる対象者)

第6条 事業所において介護サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

（サービスの内容）

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買物
 - ⑤ その他必要な家事
- (3) 外出時における支援
 - ① 交通機関の乗り降りの介護
 - ② 自家用車から車椅子への移乗介助
 - ③ 歩行の付添い
 - ④ その他外出時における屋外での必要な支援

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 サービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から三木市長が定める基準に基づく利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、前項に掲げる利用負担額のほか、利用者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域との境から利用者宅までの間に要した交通費の実費相当額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km未満の場合は0円。
 - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km以上の場合は1km毎に20円。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

（緊急時の対応）

第9条 従事者は、サービス提供中に、利用者の状態に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、三木市の全地域とする。

（苦情解決）

第11条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、責任者は管理者とする。

- 2 本事業所は、提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により三木市が行う文書その他の物

件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して三木市が行う調査に協力するとともに、三木市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に報告するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するなど緊急時のやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、利用者及びその家族等に内容の説明を行い同意を得るものとし、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(暴力団等の影響の排除)

第14条 事業所及び事業所を開設する法人の役員、事業所の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならず、並びにこれらの者をその運営に関与させないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従事者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他、サービス提供に必要な研修
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約において締結する。
 - 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 5 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、評価の結果を公表するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月25日 会長通達第371号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年6月20日 会長通達第391号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。